龍ケ崎地方衛生組合告示第４号

龍ケ崎地方衛生組合公共工事の発注の見通し等の公表等に関する規程を次のように定める。

令和６年３月６日

龍ケ崎地方衛生組合
管理者　筧　　信太郎

龍ケ崎地方衛生組合公共工事の発注の見通し等の公表等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成１３年政令第３４号。以下「令」という。）第５条第３項（令第６条及び第７条第５項において準用する場合を含む。）の規定並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）の趣旨及び目的に基づき、同法及び令に定めるもののほか、公共工事（予定価格が２５０万円を超えないと見込まれるものを除く。以下同じ。）の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項（以下「発注の見通し等に関する事項」という。）の公表等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（発注の見通しに関する事項の公表）

第２条　令第５条第１項に規定する公共工事の発注の見通しに関する事項の公表は、公共工事発注見通し一覧表（別記様式）を用いてインターネットその他の情報通信技術を利用する方法により行うものとする。

（発注見通しに関する事項の見直し）

第３条　令第５条第５項に規定する公共工事の発注の見通しに関する事項の見直しは、毎年度１０月１日及び補正予算の成立の日以後遅滞なく行うものとする。

２　前条の規定は、前項の規定による見直し後の公共工事の発注の見通しに関する事項の公表について準用する。

（入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表）

第４条　令第７条第１項から第３項までに規定する入札及び契約の過程

並びに契約の内容に関する事項の公表は、次の各号に掲げる事項について当該各号に掲げる方法により実施する。

⑴　公共工事の名称、場所、入札者の商号又は名称及び入札金額並びに落札者の商号又は名称及び落札金額　インターネットその他の情報通信技術を利用して入札書取書（龍ケ崎地方衛生組合契約規則（平成８年龍ケ崎地方衛生組合規則第１号）第３条において準用する龍ケ崎市契約規則（平成４年龍ケ崎市契約規則第６号）第８条第４項に規定する入札書取書をいう。）を公表する方法

⑵　前号に掲げる事項以外の事項　閲覧所において当該事項を記載した文書を閲覧に供する方法

（閲覧所の場所）

第５条　公共工事の発注の見通し等に関する事項を記載した文書を閲覧に供するため、龍ケ崎地方衛生組合事務局に閲覧所を置く。

（閲覧の日時）

第６条　公共工事の発注の見通し等に関する事項を記載した文書の閲覧の日時は、龍ケ崎地方衛生組合の休日を定める条例（平成５年龍ケ崎地方衛生組合条例第１号）第１条第１項に規定する組合の休日を除く日の午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時１５分までとする。

２　前項の規定にかかわらず、管理者は、公共工事の発注の見通し等に関する事項を記載した文書の整理その他の理由により必要があると認めるときは、当該文書の閲覧の日時を変更し、又は当該文書を閲覧しようとする者に対して閲覧の日時を指定することができる。

（閲覧手続）

第７条　公共工事の発注の見通し等に関する事項を記載した文書を閲覧しようとする者は、あらかじめ、契約事務担当課長の許可を受けなければならない。

（閲覧者の禁止行為）

第８条　前条の規定による許可を受け公共工事の発注の見通し等に関する事項を記載した文書を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、当該閲覧に供された文書を紛失し、汚損し、閲覧所以外の場所へ持出し、又は当該文書に加筆する等の行為をしてはならない。

（閲覧後の返納）

第９条　閲覧者は、公共工事の発注の見通し等に関する事項を記載した文書の閲覧を終えたときは、当該文書を担当職員に返納し、担当職員の査収を受けなければならない。

（閲覧の中止及び禁止）

第10条　管理者は、閲覧者がこの規程に違反したとき若しくは担当職員の指示に従わないとき又はそれらのおそれがあるときは、閲覧を中止し、又は閲覧を禁止することができる。

（補則）

第11条　この規程に定めるもののほか、公共工事の発注の見通し等に関する事項の公表に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。